

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	小笠南地区	令和4年3月15日	令和6年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	303.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	189.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	142.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	72.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	55.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	38.8ha
(備考) その他情報(耕地面積に対する割合) 荒廃農地 16.2ha(5.3%) 田 141.4ha(46.5%)(うち荒廃農地 4.5ha/田面積に対する割合 3.2%) 畑 162.5ha(53.5%)(うち荒廃農地 11.7ha/畑面積に対する割合 7.2%) 耕 地 面 積:令和3年9月1日時点農地台帳 荒廃農地面積:令和2年度荒廃農地の解消状況に関する調査	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・ 後継者不足、担い手の高齢化が深刻化している。 ・ 今後の地域の農業を支える安定した農業の担い手が不足している。 ・ 安定した収入を確保するうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。 ・ 河東地区、河東砂山地区は地域の担い手への集約が進んでいる。 ・ 機械化が進む大きなほ場は借り手がいるが、機械の入りにくいほ場や区画の小さなほ場は借り手がいなくなっている。 ・ 荒廃農地の増加が著しい。荒れてしまっている地域がはっきりしている。 ・ 茶畑の管理が難しい。 ・ 茶畑は乗用コンテナ化ができないところの継続が難しい。 ・ のり面が広いところは草刈りをしなくてはならないことが負担になる。 ・ 茶、米以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。 ・ 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・小笠南地区の耕作可能な農地利用については、水田や畑は、中心経営体である認定農業法人や認定農業者15経営体が中心となって担っていく。・茶畑は中心経営体である認定農業者19経営体が中心となって担っていく。そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを積極的に進めることで対応していく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・河東地区（水利施設整備事業区域）の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が主に担うため、集積・集約を進める。併せて、地域の担い手の高齢化に伴い、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを積極的に進めていく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・河東砂山地区の畑地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担っていく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・谷坪地域は現在の担い手への集積・集約を進めるほか、新たな担い手を積極的に受け入れることで対応していく。 |
| <ul style="list-style-type: none">・機械化の難しい山側の水田、畑などで、すでに荒れており、復元の見込みのない荒廃農地が集まっている区域は非農地となることもやむを得ない。・民家や道路に近いが、細分化されていて構造改善（区画拡大）や機械化の難しい区域は、地主や地域での管理を検討していく。・担い手のゾーニングを進め、守っていく農地と、荒廃農地となり山林化した、守ることが難しい農地とを明確にしていく。 |

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、1,478筆、966,183㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への貸付を進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

- ・経営の安定化を図るため、野菜等の収益性が高く、地域の環境に適する作物への転換、裏作の導入などの取り組みを進める。

注：「人・農地プラン」とは、農業者が今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針について話し合った結果をまとめたものです。将来方針にある事業の実施については、市の方針として決定されたものではなく、今後、地域住民・事業者・行政が連携して検証・検討を行います。